

## H26.6.17「被災動物の救済とあるべき法制度」の御報告

平成26年8月20日

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

環 境 省

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御 中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階  
植田法律事務所

THEペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

貴省におかれましては動物愛護に向けての御尽力を頂き有り難うございます。

当会は、平成26年6月17日に、衆議院第一議員会館大会議室にて、「被災動物の救済とあるべき法制度」（主催：THEペット法塾、共催：全国動物ネットワーク）を開催致しました。300人のご出席があり、被災動物の現場の報告とシンポジウムにて議論がなされました。

従来、被災動物が放置されてきた問題の原因と今後の取組のあり方が討議をされました。

環境省、行政に対しては、次の議論がなされ、意見が出されました。

### 1 問題

- (1) 集会において、国（環境省）は、毎年約1億円の予算を組んで、被災地の動物の実態調査と保護を業者一般財団法人自然環境研究センターに委託していますが、被災動物の現場の救済がされていないとの現場の報告がありました。
- (2) 官と業者との癒着の問題も指摘されました。
- (3) 被災動物についての環境省のマニュアルが存在しない点も指摘されました。

## 2 取組まれるべき内容

- (1) 現在、現場にいる被災動物のために、早急に、必要な被災動物の保護と救援者への支援がなされることを求めます。

環境省においては、被災動物の実態と救済の現場の調査が必要であり、救済活動者の把握をして、救済活動者への支援、及び被災動物を救済するための施策、被災動物の保護のための官民のシェルターの確保（動物愛護法付帯決議に動物保護のためのシェルターが求められています）、里親譲渡、ないしその活動支援が必要です。

- (2) 環境省の被災動物に関するマニュアルでは、同行避難が記載されています。東北大震災では同行避難がされず、あるいは、仮設住宅では同行入居が拒否されるなどの指摘がありました。

現在、公営住宅や復興住宅への同行入居が拒否されるような事例も見られ、これについての同行が認められないと被災動物と飼主の救済がはかれない問題が生じています。

- (3) 環境省及び地方行政は、被災動物の実態と被災動物の保護されている状況の実態把握が適切になされていないことが明らかとなりました。

早急に、動物の保護について経験豊富な民間団体、市民ボランティアの意見を聴き、連携をして、実態の把握と被災動物の救済の施策がとられることが必要です。

- (4) 牛、豚、馬などの家畜等の保護は極めて不完全で、無惨な最期の紹介がされました。動物愛護法改正法の付帯決議において、被災動物のこれらの動物の保護が決議されましたが、基本的に全く機能しなかった実態が報告されました。

なぜ、環境省、農水省がその遵守がされなかったかの原因や実態の報告がされていません。行政が機能しなかった問題が明らかにされる必要があります。

- (5) 被災動物は、一般の所有者と離れた動物保護のあり方と同じ基本がなされていないことが明らかとなりました。

所有者不明の動物については、一時的にシェルターで保護し（警察、行政）、遺失物法に基づいて飼主所有者を公告し、その後、里親譲渡等ないし、民間、行

政シェルターで保護をすることであり、被災動物も同様の行政措置がなされることが必要です。

環境省、行政においては、殺す行政しかされず、改正動物愛護法に基く、生かす行政の基本的施策が執行されていないことが明らかとなり、その基本的施策がされる必要があります。

- (6) 被災動物の救済の困難な原因が、原発問題の重大な汚染による環境の破壊問題があることも明らかとなりました。

環境省としては、原発問題の重大な汚染による環境の破壊問題についてどのように取り組むか、被災動物の原発問題を抜きにしてその基本指針や動物愛護管理推進計画の施策が必要です。

- (7) 被災動物には、産業動物、実験動物、学校飼育動物があり、農林水産省、厚生労働省、文部科学省との連携をはかり、これらの被災動物の保護のためのシステムの施策と実行が必要です。

- (8) 2011年3月11日に発生した東北太平洋沖地震とそれに伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、福島県内を中心とする被災地において、人々のみならず、多くの愛玩動物、産業動物、野生動植物にも甚大な被害を与えました。数年に1度は災害が発生し被災動物が発生する状況において、原発事故を伴うことも当然視野に入れ、原子力災害対策特別措置法に、原因者と国は動物保護の責任を負う旨の法改正を求めます。

- (9) 被災動物の保護については、動物愛護法及び災害対策基本法等で、都道府県と市町村が分掌して定める規定があるところ、動物の保護救援に関する法律上ないし運用において、その整合性を整えることが求められます。

国会議員、政務次官などの御出席を頂き、上記の報告や議論がなされました。

上記の報告、シンポジウムを受けて閉会宣言をし閉会をしました。

参加者及び関係先に配布をしました。ご参考までに閉会宣言と配布資料のご送付申し上げます。

今後、上記の取り組みをされたく強くお願い申し上げます。